

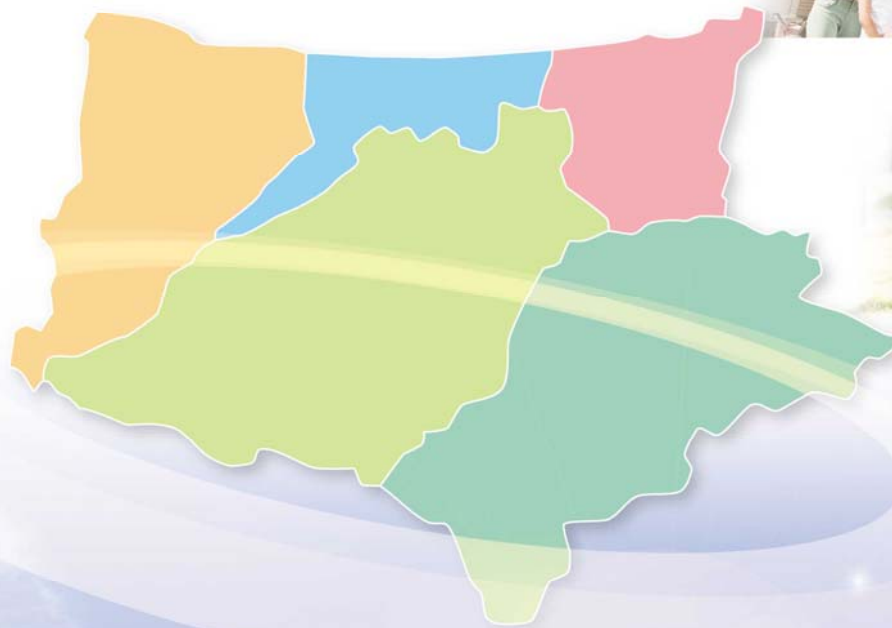
## 鳥取県中部定住自立圏共生ビジョン追加修正箇所一覧

修正前のページ	修正後のページ	追加修正内容
22	22	<p>(1) 協定項目「認知症に係る支援体制の整備」に基づく具体的な取組として、「(仮称) 成年後見支援センター運営事業」を追加した。</p> <p>(2) 協定項目「広報活動の連携による広域的な情報提供」に基づく具体的な取組である「(仮称) CATV利活用研究会設置運営事業」を「中部圏域ケーブルテレビ利活用研究会設置運営事業」に改めた。</p> <p>(3) 協定項目「専門人材の確保及び活用」に基づく具体的な取組である「認知症専門スーパーバイザー設置活用事業」を、(1)の追加により削除した。</p>
26-29	26-29	協定項目「認知症に係る支援体制の整備」について、成年後見を支援する機関の設置運営の支援に関し、「取組の概要」、「具体的な事業」についての記述を追加した。
58	58	<p>協定項目「広報活動の連携による広域的な情報提供」に基づく具体的な事業「(仮称) CATV利活用研究会設置運営事業」について、文章中「(仮称) CATV利活用研究会」を「中部圏域ケーブルテレビ利活用研究会」に改めた。</p> <p>(理由：平成23年9月に立ち上げ、開催しているため。)</p>
61	/	<p>協定項目「専門人材の確保及び活用」に基づく具体的な取組である「認知症専門スーパーバイザー設置活用事業」を削除した。</p> <p>(理由：「(仮称) 成年後見支援センター運営事業」の追加により、本事業の内容がカバーされているため。)</p>
65	64	政策分野「b. 福祉」の「◆認知症に係る支援体制の整備」について、具体的な取組として、「(仮称) 成年後見支援センター運営事業」を追加した。
67	66	政策分野「k. その他の連携(広報)」の「◆広報活動の連携による広域的な情報提供」について、具体的な取組である「(仮称) CATV利活用研究会設置運営事業」を「中部圏域ケーブルテレビ利活用研究会設置運営事業」に改めた。
68	67	<p>政策分野「m. 外部からの人材の確保」の「◆専門人材の確保及び活用」について、具体的な取組である「認知症スーパーバイザー設置活用事業」と「福祉後見支援センター(仮称)の設置」を削除した。</p> <p>(理由：前記した「(仮称) 成年後見支援センター運営事業」の追加により、両事業の内容がカバーされているため。)</p>
69	69	平成24年4月1日以降の取組の経過を追加した。
72	72	倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会委員名簿について、更新した。
裏ページ	裏ページ	修正年月日を追加した。(公表年月日とする。)

# 発進！とっとり中部

～絆と自立、癒しと活力を育む圏域～

鳥取県中部定住自立圏共生ビジョン



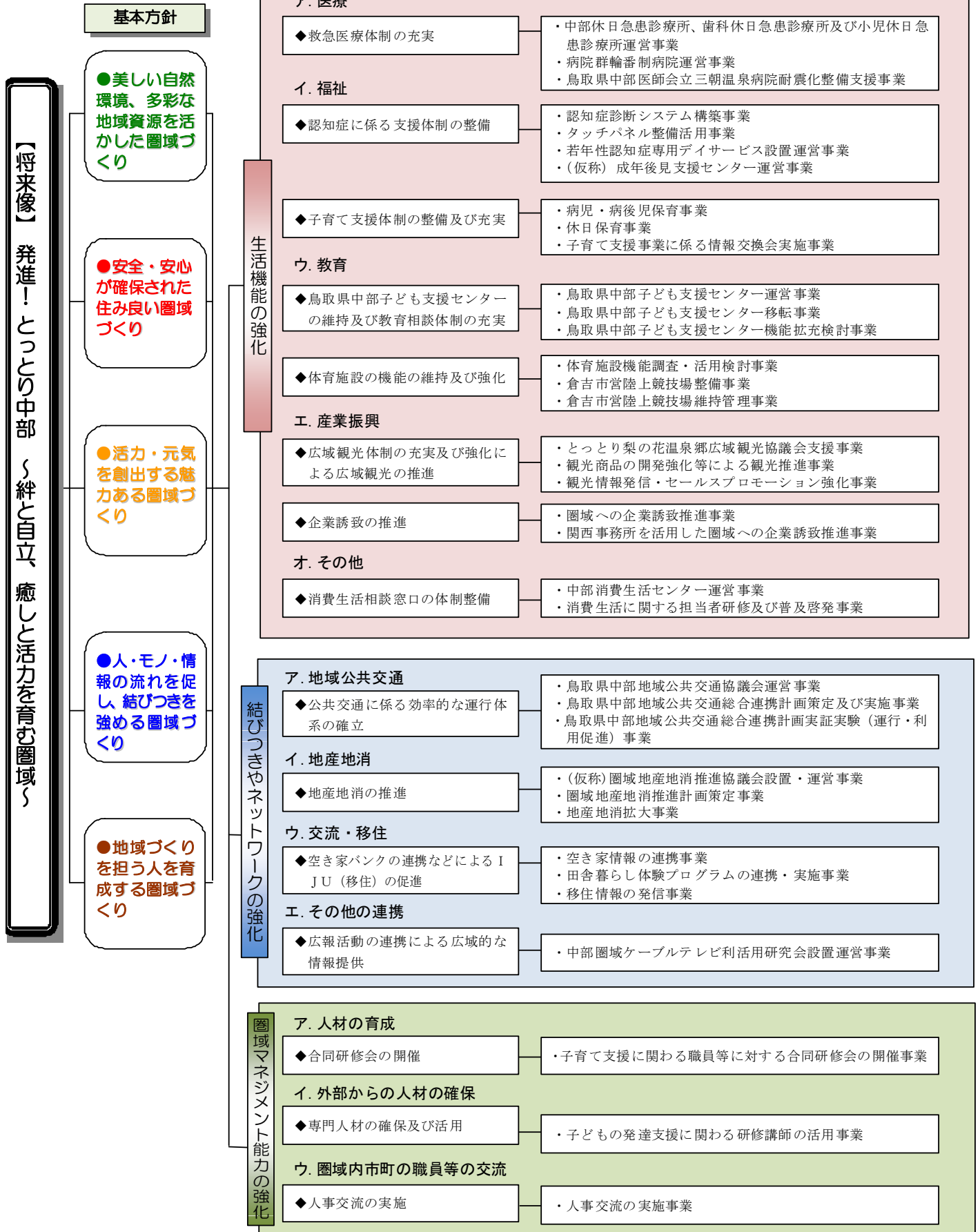
平成 23 年 3 月 14 日  
鳥取県 倉吉市

# 目次

<b>第1章 はじめに</b> .....	<b>1</b>
1 ビジョンの目的 .....	1
2 定住自立圏の名称及び構成市町 .....	1
3 ビジョンの期間 .....	2
4 ビジョンの進行管理 .....	2
<b>第2章 圏域の概況</b> .....	<b>3</b>
1 地勢 .....	3
2 土地利用・自然環境 .....	3
3 人口・世帯 .....	4
4 医療 .....	9
5 福祉 .....	9
6 教育 .....	10
7 産業振興 .....	10
8 地域公共交通・道路ネットワーク .....	11
9 地産地消 .....	12
10 移住・交流 .....	13
11 情報・広報 .....	13
12 人材 .....	13
<b>第3章 圏域の課題と可能性</b> .....	<b>14</b>
1 圏域の課題 .....	14
2 圏域の可能性 .....	17
<b>第4章 圏域の将来像</b> .....	<b>19</b>
1 圏域の将来像 .....	19
2 圏域づくりの基本方針 .....	20
<b>第5章 定住自立圏形成協定に基づく具体的な取組</b> .....	<b>22</b>
1 生活機能の強化 .....	23
2 結びつきやネットワークの強化 .....	48
3 圏域マネジメント能力の強化 .....	59
<b>第6章 今後の検討課題</b> .....	<b>62</b>
<b>付属資料</b> .....	<b>68</b>

# 第5章 定住自立圏形成協定に基づく具体的な取組

## ■ 全体像(体系図)



◆ 認知症に係る支援体制の整備

(1) 取組の概要

【現状と課題】

近年、要介護認定者数の増加とともに、認知症高齢者数も増加しています。出現率は、65歳以上では10人に1人、85歳以上では4人に1人といわれ、県内の認知症の高齢者数は約14,000人<sup>1</sup>と推定されており、今後も更に認知症の高齢者数は増加していくものと予想されます。

こうした状況の中、認知症に対する偏見や理解不足により、周囲が困惑する症状が発生してから、医療機関に認知症の相談を行うケースが多く見受けられます。このため、初期段階での適切な医療や認知症予防事業に繋げることを目指し、医療機関と連携し、早期発見を行うための体制づくりが必要となっています。

また、若くして認知症になると、就労の継続が困難となり、経済的に困窮し、厳しい生活状況に追い込まれ、社会的な活動ができなくなります。また、介護保険制度のデイサービスを利用しても、集団活動や利用者の世代が合わないため居場所がないと感じ、なじめない場合があります。このため、若年性認知症の人でも安心して通所ができ、生きがいを持った活動の場となる若年性認知症専用のデイサービスの実施が必要となっています。

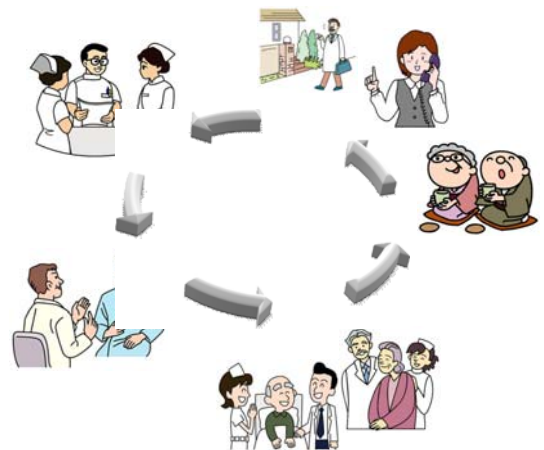
さらに、認知症高齢者等が消費者被害や虐待を受けるケースが増加しており、認知症高齢者等が尊厳を持ち、安心して地域で生活していくためには、専門機関と連携し、サポートを行う体制づくりが必要となっています。

【取組の方針】

医療機関と連携し、タッチパネルを利用した認知症の簡易検査から医師の訪問と認定検査までの認知症診断のシステムづくりを行います。

若年性認知症の人にとって、生きがいを持った活動の場となるデイサービスを実施していきます。

成年後見を支援する機関の設置及び運営を支援します。



(参考1)  
鳥取県の認知症高齢者数：鳥取県高齢者の元気と福祉のプラン（平成21年3月策定）

定住自立圏形成協定の規定の内容	
取組の内容	圏域における認知症の支援体制を整備するため、認知症の早期発見のための医療機関と連携した認知症の診断及び検診を行うとともに、認知症に係る介護事業及び認知症である者の権利擁護に係る事業の充実を図る。
倉吉市(甲)の役割	①医療機関と連携して、タッチパネルの活用等による認知症の診断システムを構築し、運用する。 ②医療機関と連携して、医師の訪問等による認知症の検診を行う。 ③介護サービス事業者と連携して、若年性認知症専用のデイサービス等の認知症に係る介護事業を行う。 ④成年後見を支援する機関の設置及び運営を支援する。
関係町(乙)の役割	①甲の運用する認知症の診断システムを活用する。 ②甲の行う認知症の検診を活用する。 ③甲の行う認知症に係る介護事業を活用する。 ④成年後見を支援する機関の設置及び運営を支援する。

### 【取組の成果（指標及び実績）】

#### ア. 指標

指標①	早期発見の取組達成率＝（タッチパネル簡易検査を受けた人／65歳以上の高齢者数）×100
指標②	（仮称）成年後見支援センターの利用者数

#### イ. 実績

成果の状況		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	備考
指標①	実績（％）	—					
指標②	実績（人）	—	—	—			

### （2）具体的な事業

事業名	認知症診断システム構築事業						
内容	行政によるタッチパネルを活用した認知症の簡易検査から医師の訪問と専門医療機関による認定検査までの認知症診断のシステムづくりを行います。						
関係市町及び役割分担	倉吉市	<ul style="list-style-type: none"> <li>先進地視察を行い、認知症診断のシステムづくりに必要な検討を行います。</li> <li>医療機関と調整し、システムの構築を行うとともに、それを活用します。</li> </ul>					
	三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町	<ul style="list-style-type: none"> <li>先進地視察を行い、認知症診断のシステムづくりに必要な検討を行います。</li> <li>医療機関との調整に参加するとともに、構築されたシステムを活用します。</li> </ul>					
概算事業費	年度別 (千円)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	計
		0	500	100	100	100	800
実施期間	取組内容	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	備考
	先進地視察の実施		→				
	検討会の開催		→	→	→	→	
	システムの構築					→	
活用を想定する補助制度等（補助率等）							
—							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
<ul style="list-style-type: none"> <li>倉吉市は、認知症診断のシステムづくりの検討に必要な費用と先進地視察に係る市職員の費用を負担します。</li> <li>関係町は、先進地視察に係る町職員の費用を負担します。</li> </ul>							

事業名		タッチパネル整備活用事業					
内容		タッチパネル（5台）を購入し、一括管理するとともに、関係市町間で有効に活用します。					
関係市町及び役割分担	倉吉市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タッチパネルを購入し、市町間の利用調整を行うとともに、機器の維持管理を行います。</li> <li>・タッチパネルを活用し、認知症の簡易検査を行います。</li> </ul>					
	三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・倉吉市が購入したタッチパネルを活用し、認知症の簡易検査を行います。</li> </ul>					
概算事業費	年度別 (千円)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	計
		0	2,520	0	0	0	2,520
実施期間	取組内容	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	備考
	タッチパネルの購入		→				
	タッチパネルの管理					→	
	タッチパネルの活用					→	
活用を想定する補助制度等（補助率等）							
定住自立圏構想推進基金							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
<ul style="list-style-type: none"> <li>・倉吉市は、タッチパネルの購入に必要な費用を負担します。</li> <li>なお、購入後の維持管理に必要な費用が発生したときは、関係市町で別途協議します。</li> </ul>							

事業名		若年性認知症専用デイサービス設置運営事業					
内容		若年性認知症の人にふさわしい居場所づくりとして、倉吉市内で若年性認知症専用のデイサービスをモデル事業として1か所実施し、その効果を検証します。					
関係市町及び役割分担	倉吉市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若年性認知症専用デイサービスの先進地視察を行い、事業を実施する介護サービス事業者の選定、契約を行います。</li> </ul>					
	三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若年性認知症専用デイサービスの先進地視察を行います。</li> </ul>					
概算事業費	年度別 (千円)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	計
		0	1,000	1,000	1,000	1,000	4,000
実施期間	取組内容	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	備考
	先進地視察・検討		→				
	デイサービスの設置					→	
	効果の検証					→	
活用を想定する補助制度等（補助率等）							
—							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
<ul style="list-style-type: none"> <li>・倉吉市は、介護サービス事業者の事業実施に必要な費用の一部と先進地視察に係る市職員の費用を負担します。</li> <li>・関係町は、介護サービス事業者の事業実施に必要な費用の一部と先進地視察に係る町職員の費用を負担します。</li> <li>なお、各年度の関係市町の負担額は、その都度、関係市町で協議します。</li> </ul>							

事業名	(仮称) 成年後見支援センター運営事業						
内容	<p>認知症高齢者等の権利擁護並びに成年後見制度に関する相談及び支援に対応できる専門相談員が配置された(仮称)成年後見支援センターの運営業務を、外部法人へ委託します。</p> <p>外部法人において、(仮称)成年後見支援センターを設置し、同センターを核として、圏域の支援機関と連携を密にし、認知症高齢者等の権利擁護を実施します。</p>						
関係市町及び役割分担	倉吉市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(仮称)成年後見支援センターが行う相談業務、成年後見制度の普及啓発、権利擁護に関する支援などを充実させるために必要な支援及び連絡調整を行います。</li> <li>・事業に必要とされる経費の支出を行います。</li> </ul>					
	三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(仮称)成年後見支援センターが行う相談業務、成年後見制度の普及啓発、権利擁護に関する支援などを充実させるために必要な支援を行います。</li> <li>・事業に必要とされる経費の支出を行います。</li> </ul>					
概算事業費	年度別(千円)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	計
		—	—	—	3,000	3,000	6,000
実施期間	取組内容	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	備考
	(仮称)成年後見支援センターの運営					→	
活用を想定する補助制度等(補助率等)							
—							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
<ul style="list-style-type: none"> <li>・倉吉市と関係町は、センターの運営に必要な費用の一部を負担します。</li> </ul> <p>なお、関係市町の負担額は、人口、相談件数等で按分することとし、各年度の負担額は、その都度、関係市町で協議します。</p>							



【取組の成果（指標及び実績）】

ア. 指標

指標	圏域のケーブルテレビの加入率
----	----------------

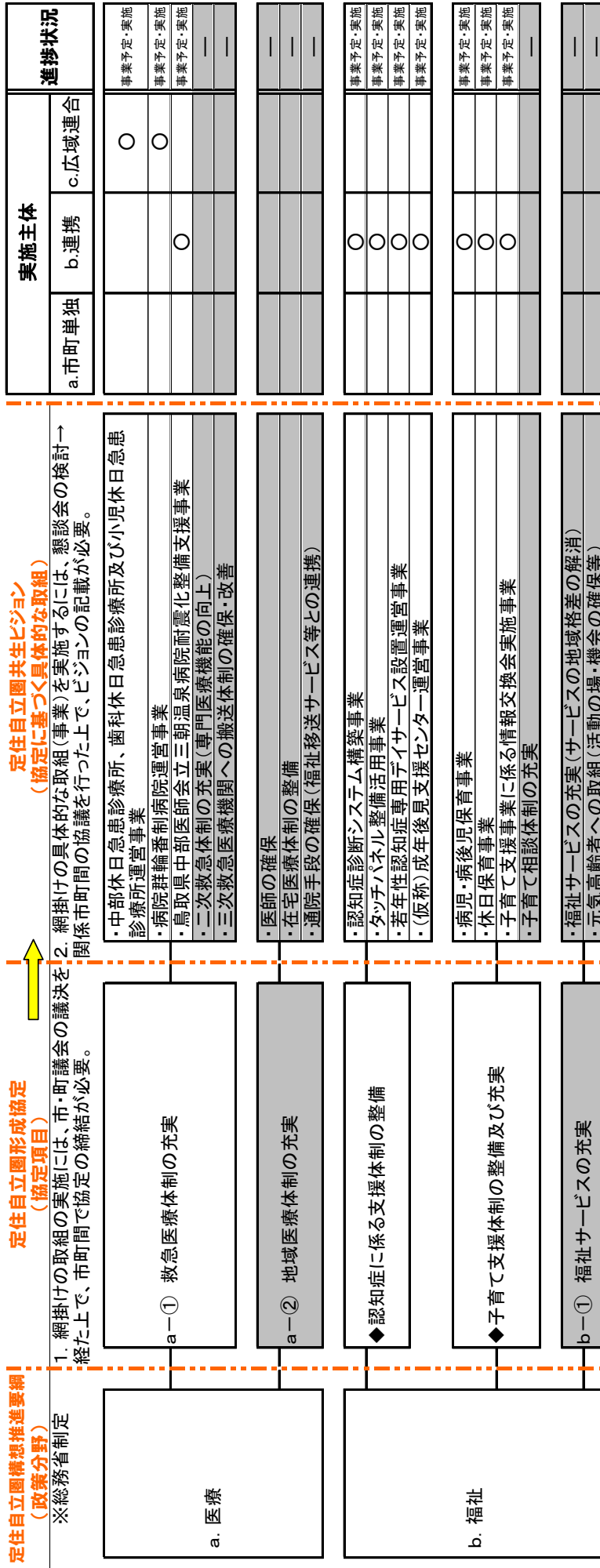
イ. 実績

成果の状況	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	備考
指標	実績(%)	71.8				

(2) 具体的な事業

事業名	中部圏域ケーブルテレビ利活用研究会設置運営事業						
内容	圏域のケーブルテレビ事業者をはじめ、行政、民間、地域の関係者等の参加による中部圏域ケーブルテレビ利活用研究会を設置し、ケーブルテレビ番組の相互放送をはじめ、ケーブルテレビを利活用した広域的な情報提供による生活支援サービス等の調査及び研究を行います。						
関係市町及び役割分担	倉吉市	・中部圏域ケーブルテレビ利活用研究会を設置し、当該研究会の庶務を担当するとともに、ケーブルテレビの利活用に関する調査及び研究を行います。					
	三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町	・中部圏域ケーブルテレビ利活用研究会に参加し、ケーブルテレビの利活用に関する調査及び研究に協力します。					
概算事業費	年度別 (千円)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	計
		0	50	100	100	100	350
実施期間	取組内容	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	備考
	研究会の設置 運営					→	
	研究会の拡充					→	
活用を想定する補助制度等（補助率等）							
—							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
倉吉市は、中部圏域ケーブルテレビ利活用研究会の運営に必要な費用を負担します。							

■今後の検討課題(具体的な取組の体系図)



※網掛けの項目は、今後、検討を要する課題であり、検討の結果、定住自立圏構想推進要綱に基づき取り組んでいく場合には、定住自立圏形成協定の変更又は定住自立圏共生ビジョンの修正が必要です。

定住自立圏構想推進要綱  
(政策分野)  
※総務省制定

定住自立圏形成協定  
(協定項目)

定住自立圏共生ビジョン  
(協定に基づく具体的な取組)

1. 網掛けの取組の実施には、市・町議会の議決を経て、市町間で協定の締結が必要。  
2. 網掛けの具体的な取組(事業)を実施するには、懇談会の検討→関係市町間の協議を行った上で、ビジョンの記載が必要。

定住自立圏構想推進要綱 (政策分野)	定住自立圏形成協定 (協定項目)	定住自立圏共生ビジョン (協定に基づく具体的な取組)	実施主体			進捗状況
			a.市町単独	b.連携	c.広域連合	
f. 地域公共交通	◆公共交通に係る効率的な運体系の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>鳥取中部地域公共交通協議会運営事業</li> <li>鳥取中部地域公共交通総合連携計画策定及び実施事業</li> <li>鳥取中部地域公共交通総合連携計画実証実験事業</li> </ul>	○	○	○	事業予定・実施 事業予定・実施 事業予定・実施
g. ICTインフラ整備	f-① 交通ネットワーク体制の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種交通手段の連携(自転車→路線バス→自転車等)</li> <li>超高齢社会に対応した交通手段の確保</li> </ul>				—
h. 交通インフラの整備	g-① ICT利活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>ICTの活用による圏域情報の発信力の強化</li> <li>ICTの活用による生活支援サービスの充実</li> </ul>				—
i. 地産地消	h-① 道路ネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路ネットワークの整備</li> </ul>				—
j. 交流・移住促進	◆空き家バンクの連携等によるIUJ(移住)の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>(仮称)圏域地産地消推進協議会設置・運営事業</li> <li>圏域地産地消推進計画策定事業</li> <li>地産地消拡大事業</li> <li>学校給食での地産地消の促進</li> <li>圏域内の地産地消体制の確立(一次加工等の取組)</li> <li>観光分野、教育分野との連携</li> </ul>	○	○	○	事業予定・実施 事業予定・実施 事業予定・実施
k. その他の連携(広報)	◆交流・移住促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>空き家情報の連携事業</li> <li>田舎暮らし体験プログラムの連携・実施事業</li> <li>移住情報の発信事業</li> <li>移住・定住の体感活動に関する取組の強化</li> <li>移住者へのサポート体制の強化</li> <li>移住者を受け入れる機運の高揚(地域住民の啓発)</li> </ul>	○	○	○	事業予定・実施 事業予定・実施 事業予定・実施
	◆交流による賑わいの創出づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>交流の場や機会の提供(イベントなど)</li> </ul>				—
	◆広報活動の連携による広域的な情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>中部圏域ケーブルテレビ利活用研究会設置運営事業</li> <li>CATV(NCN-TCC)の相互放送の実施</li> </ul>	○			事業予定・実施 事業予定・実施
	◆圏域情報の発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>年代に応じた情報提供手段の確保・充実</li> </ul>				—

※網掛けの項目は、今後、検討を要する課題であり、検討の結果、定住自立圏構想推進要綱に基づき取り組んでいく場合には、定住自立圏形成協定の変更又は定住自立圏共生ビジョンの修正が必要です。

【進捗状況】

- ①検討中
- ②事業予定・実施
- ③完了
- ④保留
- ⑤廃止




定住自立圏構想推進要綱 (政策分野)		定住自立圏形成協定 (協定項目)		定住自立圏共生ビジョン (協定に基づく具体的な取組)		実施主体		進捗状況		
※総務省制定		1. 網掛けの取組の実施には、市・町議会の議決を経た上で、市町間で協定の締結が必要。		2. 網掛けの具体的な取組(事業)を実施するには、懇談会の検討→関係市町間の協議を行った上で、ビジョンの記載が必要。		a. 市町単独	b. 連携	c. 広域連合		
ウ. 圏域マネジメント能力の強化	イ. 人材の育成	◆ 合同研修会の開催	◆ 子育て支援に関わる職員等に対する合同研修会の開催事業				○			事業予定・実施
	ロ. 外部からの人材の確保	◆ 専門人材の確保及び活用	◆ 子どもの発達支援に関わる研修講師の活用事業				○			事業予定・実施
	ハ. 圏域内市町の職員等の交流	◆ 人事交流の実施	◆ 人事交流の実施事業				○			事業予定・実施
	ニ. その他の連携	○-① 圏域内の人材の育成と活用による地域力の向上	◆ 地域単位による生活実態調査の実施(課題把握) ◆ 若者と地域の絆を作る活動の場・機会の提供							—

※網掛けの項目は、今後、検討を要する課題であり、検討の結果、定住自立圏構想推進要綱に基づき取り組んでいく場合には、定住自立圏形成協定の変更又は定住自立圏共生ビジョンの修正が必要です。

【進捗状況】

① 検討中      ② 事業予定・実施

③ 完了        ④ 保留        ⑤ 廃止



## 付属資料

### ○ 鳥取県中部定住自立圏共生ビジョンの主な策定経過について

時期	主な経過等の内容
<b>平成 20 年</b>	
12 月 10 日	○ 定住自立圏構想に係る「継続協議団体」の決定（倉吉市）
12 月 26 日	○ 定住自立圏構想推進要綱の制定（総務省）
<b>平成 21 年</b>	
1 月 1 日	○ 定住自立圏構想推進要綱の施行（対象：先行実施団体の市町村）
1 月 22 日	○ 定住自立圏構想に係る「先行実施団体」の決定（倉吉市）
<b>3 月 9 日</b>	● <b>中心市宣言の実施（倉吉市）</b>
4 月 1 日	○ 定住自立圏構想推進要綱の施行（対象：先行実施団体以外の市町村）
12 月 25 日～	
<b>平成 22 年</b>	
～1 月 25 日	○ 定住自立圏形成協定書（案）に対するパブリックコメントの実施
3 月 16 日～23 日	○ 定住自立圏形成協定に係る締結議案の可決（各市町議会）
<b>3 月 31 日</b>	● <b>定住自立圏形成協定の締結（＝定住自立圏の形成）</b> （倉吉市・三朝町・湯梨浜町・琴浦町・北栄町）
4 月 1 日	○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱の施行
9 月 24 日	○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会（第1回：全体会）
11 月 8 日	○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会（第2回：交通・移住・情報部会）
11 月 9 日	○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会（第2回：産業振興・地産地消部会）
11 月 10 日	○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会（第2回：医療・福祉・教育部会）
11 月 24 日	○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会（第3回：医療・福祉・教育部会）
11 月 26 日	○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会（第3回：産業振興・地産地消部会）
11 月 30 日	○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会（第3回：交通・移住・情報部会）
12 月 27 日	○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会（第4回：全体会）
<b>平成 23 年</b>	
1 月 21 日～2 月 10 日	○ 定住自立圏共生ビジョン（素案）に対するパブリックコメントの実施 （若者等に対するヒアリングの実施：1/26、2/10）
2 月 18 日	○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会（第5回：全体会） （定住自立圏共生ビジョン（案）の決定）
2 月 25 日～3 月 10 日	○ 定住自立圏構想推進要綱に基づく定住自立圏共生ビジョン（案）に係る市町の個別協議の実施
<b>3 月 14 日</b>	● <b>定住自立圏共生ビジョンの策定</b>
4 月 1 日	○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱の一部改正
4 月 28 日	○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会（第1回：医療部会）
5 月 12 日	○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会（第2回：医療部会）
5 月 17 日～20 日	○ 定住自立圏形成協定の変更に係る市町の個別協議の実施
6 月 17 日～7 月 1 日	○ 定住自立圏形成協定の変更に係る締結議案の可決（各市町議会）
<b>7 月 7 日</b>	● <b>定住自立圏形成協定の一部変更協定の締結（救急医療）</b> （倉吉市・三朝町・湯梨浜町・琴浦町・北栄町）
7 月 21 日	○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会（第3回：全体会）
7 月 22 日～8 月 12 日	○ 定住自立圏共生ビジョン（修正案）に対するパブリックコメントの実施
8 月 24 日～8 月 30 日	○ 定住自立圏構想推進要綱に基づく定住自立圏共生ビジョン（修正案）に係る市町の個別協議の実施
<b>9 月 15 日</b>	● <b>定住自立圏共生ビジョンの修正公表</b>
<b>平成 24 年</b>	
1 月 17 日～25 日	○ 定住自立圏形成協定の変更に係る市町の個別協議の実施
1 月 26 日～2 月 10 日	○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会（書面協議）
3 月 21 日～23 日	○ 定住自立圏形成協定の変更に係る締結議案の可決（各市町議会）
<b>3 月 26 日</b>	● <b>定住自立圏形成協定の一部変更協定の締結（消費生活）</b> （倉吉市・三朝町・湯梨浜町・琴浦町・北栄町）
3 月 23 日～28 日	○ 定住自立圏構想推進要綱に基づく定住自立圏共生ビジョン（修正案）に係る市町の個別協議の実施
<b>3 月 30 日</b>	● <b>定住自立圏共生ビジョンの修正公表</b>

時期	主な経過等の内容
<b>平成 24 年</b> 10 月 25 日 12 月 13 日～28 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会（第 1 回：全体会）</li> <li>○ 定住自立圏形成協定の変更に係る市町の個別協議の実施</li> </ul>
<b>平成 25 年</b> 2 月 18 日～28 日 3 月 19 日～22 日 <b>3 月 25 日</b> 3 月 22 日～27 日 <b>3 月 29 日</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会（書面協議）</li> <li>○ 定住自立圏形成協定の変更に係る締結議案の可決（各市町議会）</li> <li>● <b>定住自立圏形成協定の一部変更協定の締結（成年後見）</b>            （倉吉市・三朝町・湯梨浜町・琴浦町・北栄町）</li> <li>○ 定住自立圏構想推進要綱に基づく定住自立圏共生ビジョン（修正案）に係る市町の個別協議の実施</li> <li>● <b>定住自立圏共生ビジョンの修正公表</b></li> </ul>

○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会委員名簿

(順不同・敬称略)

所属名	職名	氏名	備考
鳥取短期大学	学長	山田 修平	会長
倉吉商工会議所	理事 事務局長	佐々木 敬宗	副会長
倉吉市学校教育審議会	会長	小谷 次雄	
田舎暮らしの応援団	副理事長	福井 恒美	
社団法人鳥取県中部医師会	会長	池田 宣之	
鳥取県介護支援専門員連絡協議会中部支部	副支部長	森本 勤子	
倉吉市保育園長会（上井保育園）	園長	寺谷 志津枝	
倉吉市体育協会	会長	桑本 圭二	
鳥取中央農業協同組合	参事	上本 武	
とっとり梨の花温泉郷広域観光協議会	会長	岩崎 元孝	
鳥取県中部地域公共交通協議会	委員	山下 昇	
特定非営利活動法人 養生の郷	会員	楠本 博文	
一般社団法人鳥取県ケーブルテレビ協議会 (日本海ケーブルネットワーク(株)倉吉放送センター)	センター長	太田 正樹	
倉吉市	—	谷本 八郎	
三朝町	—	布広 覚	
湯梨浜町	—	遠藤 公章	
琴浦町	—	高塚 良平	
北栄町	—	福井 利明	

(任期：平成24年4月1日～平成26年3月31日)

## 鳥取県中部定住自立圏共生ビジョン

平成 23 年 3 月 14 日策定

平成 23 年 9 月 5 日修正

平成 24 年 3 月 30 日修正

平成 25 年 3 月 29 日修正

■発行：倉吉市

〒682-8611 鳥取県倉吉市葵町 722

TEL：0858-22-8111 FAX：0858-22-1087

ホームページアドレス：<http://www.city.kurayoshi.lg.jp/>

■編集：倉吉市 企画振興部総合政策課